

遺言を活用した相続対策 その②

～遺言で将来の争いを未然に防ぐ方法～

遺言を残して相続争いの芽を事前に摘みましょう

ご自身の相続で、争いは起きそうですか？



- 財産を渡したくない相続人がいる
 - 子供同士の仲が悪い
 - 相続人が全員遠方に住んでいて、地元の土地を相続してもらえない
 - 財産に預金が少なく、分けられる財産がない
 - 子供がいない
- などなど

遺言を残すことで少しは争いの芽が摘めれます

遺言を作るうえで遺留分は必ず検討しよう

【相続分】

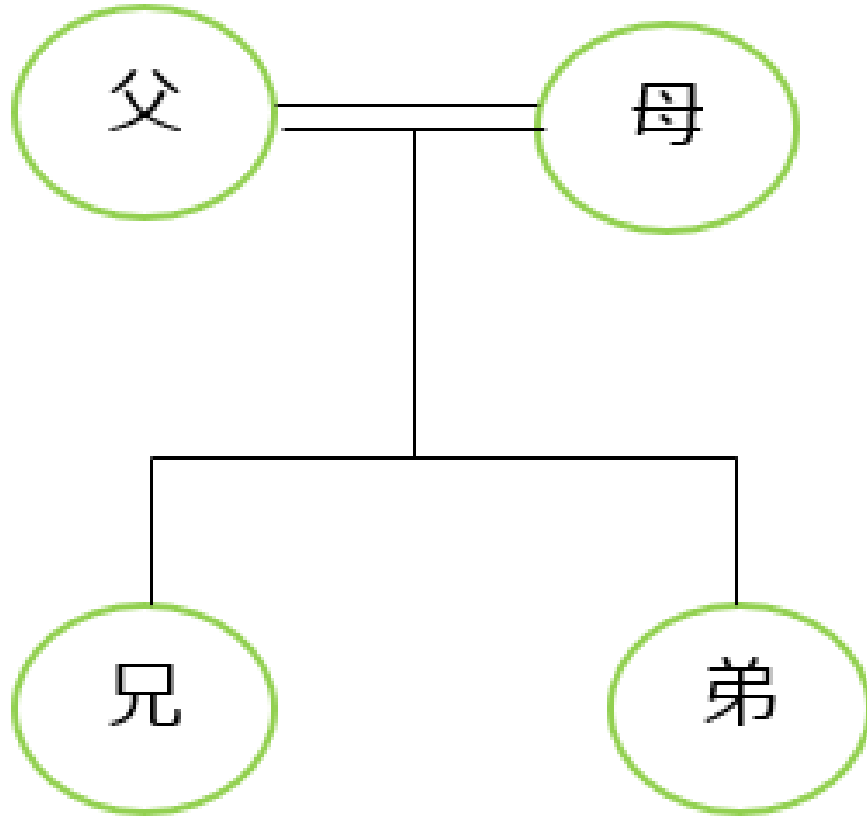
遺産を相続する（遺産分割）ために使用する割合

【遺留分】

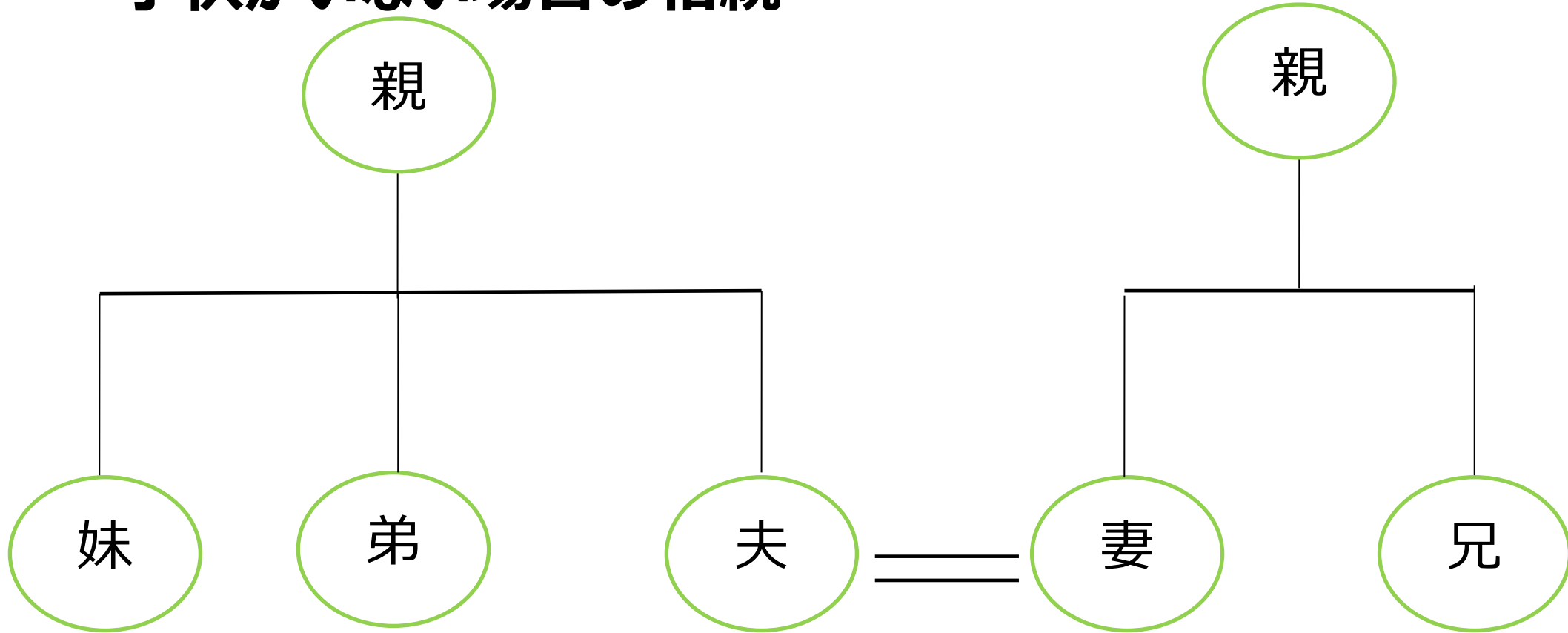
遺言や生前贈与で一部の人に財産が多く渡った場合に
財産を取り戻すために使用するもの

★遺留分は相続分の2分の1で設定されています。

財産を渡したくない相続人がいる場合



子供がない場合の相続



遺言には付言事項をつけることで争いを未然に防ぐ

【付言事項とは】

相続人や家族に今までの感謝を伝えたり、遺言内容の理由を伝えたりする、相続人へ想いを伝える文書になります。

- ・ 付言事項は何を書いてもOK
- ・ 付言事項は法的効力は無い

付言事項を残すことで、相続人に意思を伝えましょう！

END